

焼津市会計年度任用職員募集案内

焼津市において令和8年2月1日から任用する会計年度任用職員を次のとおり募集します。

1 募集する職務内容、勤務条件、採用予定人数など

区分番号	
採用予定人数	1人
採用期間	令和8年2月1日から令和8年3月31日まで ※ただし、勤務状況や人事評価の結果により4月以降も継続採用する
職務内容	地域交流センター主事として次の事務を行う。 <ul style="list-style-type: none">・成人学級（高齢者・女性）の開設、運営に関するこ・自主講座、自主グループの開設・育成に関するこ・センターだよりの作成、発行に関するこ・センター主催短期講座、教室の開催に関するこ・地域交流センターまつりに関するこ・公共施設予約システム（利用者登録・予約受付等）に関するこ・窓口、電話対応に関するこ・一般庶務に関するこ
応募に必要な資格・免許	普通自動車運転免許 必須ではないが、教員資格、社会教育士、社会教育主事、学芸員などがあれば尚可 パソコン（ワード、エクセル）ができる方
勤務場所	大富地域交流センター（焼津市中根新田93-1・大富中学校の近く）
勤務条件	勤務日数：火曜日から土曜日までの週5日（年間240日程度） 勤務時間：午前8時30分から午後5時15分までの7時間45分 休憩時間：60分 休　　日：日曜日及び月曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、12月29日から翌年1月3日まで
休暇制度	年次有給休暇：採用時に付与 有給の特別休暇：夏季休暇、忌引休暇、結婚休暇など 無給の特別休暇：育児時間休暇、子の看護休暇など
報酬等	報酬額：月額 183,500円 手当等：期末手当、通勤手当、超過勤務手当等を市の規定に基づき支給 ※報酬額は職歴などによって加算されることがある
社会保険	健康保険、厚生年金保険、雇用保険に加入
問い合わせ先 (所管課)	生きがい・交流部　スマイルライフ推進課　生涯学習担当 電話 054-631-6862

2 応募資格

(1) 応募を希望する職務に必要な資格や免許を取得していること。

※ 職務に必要な資格や免許は、上記1の「勤務条件等の詳細」をご確認ください。

(2) 地方公務員法第16条の各号に該当しない者

- ・ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・ 焼津市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ・ 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、地方公務員法第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
- ・ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 応募手続

(1) 受付期間

令和7年12月8日（月）から令和8年1月13日（火）まで

※ただし、応募状況により受付期間が短くなる可能性があります。

(2) 提出書類

焼津市会計年度任用職員採用申込書

(3) 申込書の作成における注意事項など

- ・ 学歴欄は、中学校卒業以降から最終学歴までを記入してください。
- ・ 在学中の学歴は、卒業年月に「○年○月（卒業見込）」と記入してください。
- ・ 職歴欄及び資格・免許の名称欄に記入できない場合は、任意の書式で別紙を添付してください。
- ・ 選択項目は、□に✓を記入してください。
- ・ 申込内容欄の「申し込みをする職務の所管課」及び「区分番号」は、上記1の「勤務条件等の詳細」に記入されている所管課及び区分番号を記入してください。
- ・ 申込内容欄の氏名は、自書でお願いします。

(4) 書類提出方法

焼津市役所スマイルライフ推進課の窓口に持参するか、下記の宛て先に郵送してください。

宛て先 〒425-8502 焼津市本町2-16-32

宛て名 焼津市役所 生きがい・交流部 スマイルライフ推進課

※ 申込書を郵送する場合は1月13日（火）必着のこと

4 選考方法

(1) 提出された申込書にて一次選考を実施し、令和8年1月14日（水）までに通過者に限り結果を連絡させていただきます。

(2) 書類選考の通過者は、個別面接による2次選考を実施し、採用内定者を決定します。

(3) この募集の選考に漏れた場合でも、任用希望者名簿の登録を希望する方は、令和8年

3月31日まで任用希望者名簿に登録され、この募集以外の他の職務で選考の対象とすることがあります。

5 その他

- ・焼津市会計年度任用職員に関する条例・規則等によります。
- ・採用日から1月間（実際に勤務した日数が15日に満たない場合は、15日に達するまで延長）は条件付採用期間とし、良好に勤務した場合は、当該期間を経過した日の翌日から正式採用されたものとみなします。
- ・給料表の規定にかかわらず、決定された給料月額が最低賃金法（昭和34年法律第137号）に規定する地域別最低賃金を基に算出した給料月額に満たない場合は、当該地域別最低賃金を基に算出した給料月額を支給するものとします。